

公的個人認証サービス対象手続の導入状況

国土交通省の手続

根拠法令・根拠規定	手続名
自動車重量税法第8条、第9条、第10条、第12条第2項、第12条第3項	自動車重量税の納付手続(印紙・現金)
道路運送車両法第59条第1項	自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の新規検査
道路運送車両法第7条第1項	自動車の新規登録
補償コンサルタント登録規程第2条第1項	補償コンサルタントの新規登録申請法人
補償コンサルタント登録規程第2条第1項	補償コンサルタントの新規登録申請個人
補償コンサルタント登録規程第7条	補償コンサルタントの現況報告法人
補償コンサルタント登録規程第7条	補償コンサルタントの現況報告個人
気象業務法第24条の20	気象予報士の登録
船舶法第3条	不開港場寄港又は日本各港間運送従事の特許申請
動力車操縦者運転免許に関する省令(鉄道営業法)第13条	運転免許証の記載事項の変更の記入(書換)申請
行政不服審査法第9条第1項、第2項	情報公開における不服申立て
行政不服審査法第9条第1項、第2項	開示決定等に対する不服申立て
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項	保有個人情報における開示請求書の提出
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第3項	保有個人情報における開示実施方法等の申出
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1項	保有個人情報における訂正請求書の提出